

I 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本方針

1. 基本的な考え方

新型インフルエンザ等が発生する時期や地域、その感染力、病原性の高さ等を正確に予測することは困難である。しかし、住民生活に大きな影響を及ぼすことがないように事前に計画・準備を行い、発生した場合は、初期の段階で押さえ込み、感染拡大を可能な限り抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制への負担を軽減するとともに、健康被害を最小限にとどめることが重要である。そして、健康被害の拡大だけではなく社会・経済機能の低下を最小限にとどめることも重要である。

このため、発生・流行時に想定される状況を念頭におき、新型インフルエンザ等の発生にかかる様々な状況に対応できるよう、本市における行動計画をあらかじめ確立しておくものである。

この行動計画では、国及び県の行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示し、必要に応じて修正を加え取り組むこととする。

2. 基本方針

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図っていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する

- ① 新型インフルエンザ等発生時の住民相談
- ② 特定接種{登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)に対する先行予防接種}の実施協力
- ③ 住民接種(住民に対する予防接種)の実施
- ④ 必要な患者が適切な医療が受けられるよう県・関係機関等と連携、協力

(2) 生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

- ① 地域での感染対策等による学校・保育施設等における集団発生の減少、職場等における欠勤者の減少
- ② 医療の提供、生活及び経済の安定に寄与する社会・経済機能の維持